

世帯 100万円
単身 60万円

深川市

Uターン新規就業支援事業



東京圏から深川市に移住し、就業又は起業された方に支援金を支給します

東京圏から
深川市へ移住

マッチングサイトを通じて就職、または北海道の起業支援金を受ける方

移住支援金
を支給

対象者及び要件

※詳しくは裏面をご覧ください

- ・現在、東京23区内に5年以上在住もしくは通勤している方
- ・平成31年4月1日以降に深川市に転入する方
- ・北海道のマッチングサイトに掲載されている対象求人にて新規就業した方、または地域課題解決型起業支援金の交付決定を受けている方

移住支援金に関する問い合わせ・申請は

深川市経済・地域振興部地域振興課

深川市2条17番17号

e-mail : chiikis@city.fukagawa.lg.jp

TEL 0164-26-2276

移住支援金の詳細事項

1 移住支援金の額

- ・世帯での移住の場合 ⇒ 100万円
- ・単身での移住の場合 ⇒ 60万円

2 移住支援金対象者 ①～③すべてに該当する方が対象となります

① 【移住元】

- ・東京23区内に連続して5年以上、在住している方
- ・東京圏※1（条件不利地域※2を除く）に在住し、連続して5年以上、東京23区内へ通勤している方

※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

※2 【条件不利地域の市町村】

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原町
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

② 【移住先】

- ・平成31年4月1日以降に深川市に転入された方
- ・申請後5年以上継続して深川市に居住する意思があること
- ・移住支援金の申請が転入後3ヵ月以上1年以内であること

③ 【就業・起業】

■就業の場合

対象者：北海道が開設する「北海道移住支援金対象求人マッチングサイト」に掲載されている対象求人に新規就業した方

申請要件：就業後3ヵ月以上経過していること

※次の法人へ就業した場合は対象になりません

- ・3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人
- ・官公庁、資本金10億円以上の法人、みなし大企業、本店所在地が東京圏（条件不利地域を除く）の法人、雇用保険の適用外事業主、風俗営業者、反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する法人等

■起業の場合

対象者：北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業の交付決定を受けた方

申請要件：交付決定を受けてから1年以内であること